

二五二
決算審査期間特別委員会議事速記録(第二)

議院制度調査會

国立公文書館

分類

⑨

排架番号

2 A

36

⑨

949

昭和十一年十二月二十一日

豫算審査期間ニ關スル特別委員會議事速記録(第一回)

秘

議院制度調査會

豫算審査期間ニ關スル特別委員會議事速記録(第一回)

昭和十一年十二月二十一日内閣總理大臣官舎ニ於テ午後二時十分開會

○林特別委員長 ソレデハ是ヨリ豫算審査期間ニ關スル特別委員會ヲ開會致シマス。

○次田委員 此委員會ハ先達テノ調査會ノ總會ニ於テ、來年度ノ豫算ヲ審議スベキ此次ノ議會ノ審査期間ヲ、來年度ノ豫算ノ非常ニ巨額ニ上ツテ居ルコトニ鑑ミテ、從テ規定通りデハ不十分デアルト云フ御説ガ出マシテ、然ラバソレヲ如何ヤウニスルカト云フ問題ヲ審議スル爲ニ此特別委員會ガ設ケラレタモノト諒解致シテ居リマス、此豫算審査期間ガ從來ノ期間デハ不足ヲ告グル虞ガアルト云フ事柄ニ付テハ、調査會ノ模様カラ考ヘマシテモ、ドノ方面ニモ異論ノナイ所デアラウト思フデアリマス、然ラバドレダケヲ延長シタラバ宜イカト云フコトニ付テ御審議ヲ願フ譯ダト思ヒマスガ、其前提トシテ一寸先ヅ申上ゲテ置クコトガ便宜デハナイイカト氣付イタコトヲ一ツ申上ゲテ見タイト思ヒマス、ソレハ此次ノ通常議會ノ年末年始ノ休ミヲ濟マセタ再開ノ期日ニ關スル問題デアリマス、是ハ聞ク所ニ依リマスルト、衆議院ノ各派交渉會デハ來年ノ一月十日ヨリ再開スルト云フ御申合せニナツテ、其意味ヲ以テ政府及貴族院ニ交渉スルト云フコトニナツテ居ルサウデアリマス、ソレニ付キマシテハ政府ノ方デモ重大ナ事デアリマスカラ、能ク各大臣ニ交渉致シマシテ、改メテ兩院議長ノ方ヘ御挨拶ヲスルコト、思ヒマスガ、内輪ノ實情ヲ申上ゲマ

スルト、本年ハ如何ニシテモ例年、即チ一月二十一日以前ニ再開ヲスルコトハ豫算案ガ間合ハカイヌデアリマス、御承知ノ如ク例年ノ例ハ、モウ長イ間一月二十二日再開ト云フコトニナツテ居リマスゾ、其積リデズト豫算ヲ作り來ツタノデアリマス、然ルニ御承知ノ通り豫算金額モ非常ニ巨額デアリマス、又其内容モ随分例年ニ比ベテ複雑ニナツテ居リマス關係上、大藏省ハ果シテ一月二十二日ニ間合セ得ルヤ否ヤニ付テ只今焦慮致シテ居ルノデアリマス、マア一月二十二日ニ間合ハストハ申シテ居リマスガ、サウ云フ状態デアリマスノデ、ソレヲ三日デモ四日デモ、更ニ十日繰上ゲルト云フ如キコトハ、ドウシテモ出來ナイコトデアリマス、從ツテ來年ノ豫算ヲ審議スベキ豫算審査期間ノ決定ヲ御考ヘ下サルニ付テモ、二十一日再開ト云フコトヲ前提トシテ、御考ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレダケゾコトヲ申上ダテ置キマス。

○山崎委員

此問題ハ一ツ懇談的ニヤツテ頂イタラ如何デセウ。

○林特別委員長

ソレデハ速記ヲ止メテ懇談會ト致シマス。

(速記中止)

○林特別委員長

速記ヲ始メマス。

○齋藤委員

豫算審議期間ヲ延長スルト云フ議ガ起リマシテ、ソレガ爲ニ此特別委員會ガ開カレタノデアリマスガ、現行制度ノ下ニ於キマシテ年末年始ノ休會ヲヤツテ、二十一日カラシテ議會ヲ再開スルト云フ

コトニナルト、日ニテノ關係ニ於テ餘リ多クノ日數ヲ期間内ニ得ルコトガ出來ナイ事情ガアリマスカラシテ、彼此レ考ヘマシタ末、議院法ノ第四十條第一項及第二項ノ二十一日ノ豫算案ノ審査期間ヲ二十五日ト改メル、之ヨリ他ニ方法ハナイヤウニ思ヒマスカラシテ、此趣旨ヲ以テ議院法ノ改正ヲ今期議會ニ提出スルヤウニ致シタイト思ヒマス、之ヲ提議致シマス。

○黒田委員

賛成致シマス。

(「賛成々々」ト呼ブ者アリ)

○林特別委員長

只今齋藤君ノ申サレタ提議ニ御異議アリマセヌカ。

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○林特別委員長

ソレデハ全會一致齋藤君ノ提議ヲ可決ト認メマス、他ニ御話ノコトモナケレバ今日ハ是

デ散會致シマス。

午後三時十分散會